

報道機関各位

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和6年4月2日（火）
担当課	福祉部高年福祉課
電話	0791-64-3152

令和6年度新規事業

65歳以上の方へ 補聴器の購入費用を助成します

聴力機能の低下による認知症の進行や心身の機能低下を予防するため、補聴器の装用が必要と医師に認められた65歳以上の方に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

1 補助対象者（次の要件を全て満たす方）

- （1）交付申請時において、市内に住所を有する満65歳以上の方
- （2）聴覚障害の認定を受けた身体障害者手帳を取得していない方
- （3）両耳の聴力レベルがおおむね40デシベル以上70デシベル未満（中等度難聴）であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師から補聴器の使用の必要性を認める証明を受けた方
- （4）令和6年4月1日以後に補聴器を購入される方

2 補助内容

片耳、両耳問わず上限2万円

※1人1回限り

※2万円を下回った場合はその金額

※補聴器本体の購入にかかる費用のみ対象

（付属品、文書料、送料、診察料、修理代等は対象外）

※集音器は対象外

3 申請の流れ

- （1）耳鼻咽喉科を受診し、診察・検査の上、医師意見書の発行を受ける。
- （2）購入する補聴器を選び、取扱事業者から見積書を取得する。
- （3）高齢者補聴器購入補助金交付申請書と医師意見書、見積書（写し）を添えて高年福祉課に提出する。
- （4）補助金の交付決定後、補聴器を購入する。
（交付決定前に購入した補聴器は、助成対象外）
- （5）高齢者補聴器購入補助金請求書に領収書（写し）を添えて高年福祉課に提出する。
- （6）請求書に記載した振込先へ助成額が入金される。